

飛鳥宮復元模型制作業務 委託事業者募集要項

1. 適用範囲

本要項は、奈良県立橿原考古学研究所（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する飛鳥宮復元模型制作業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の内容

(1) 業務名

飛鳥宮復元模型制作業務

(2) 目的

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館常設展示室の飛鳥宮復元模型は1997年のリニューアル時に制作したものであり、その後30年間の調査成果が反映されておらず、来館者に誤解を与える可能性がある。令和8年の世界遺産登録を目指しているこの時期にこそ最新データを反映させた模型に刷新することで、収蔵品の価値とともに館の魅力も高め、一層の誘客につなげることを目的として本業務を実施する。

(3) 委託内容

①飛鳥宮復元模型の制作

- ・制作する模型は、附属博物館第3展示室に設置・公開する。
- ・研究所が提供する建物図面及び関連資料に基づき、模型を制作及び設置する。
- ・既存の模型を破壊すること無く分割・撤去し、養生したうえで博物館内収蔵庫に運搬する。
- ・特記事項（仕様書5の（6）参照）
- ・打ち合わせ協議

②事業実施報告書の作成

※内容詳細は別紙、『飛鳥宮復元模型制作業務委託仕様書』（以下「仕様書」）に記載。

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に係る経費は提出者の負担とする。

(5) 委託料上限額

委託料は、34,540,000円（消費税および地方消費税に相当する額（10%）を含む。）を上限とする。

(6) 履行期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

3. 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (7) 物品入札等に係る競争入札の参加資格等に関する規程による競争入札参加資格者で、営業種目「D 図書・教材類、2教材用具、③標本」で登録していること。
- (8) 主な取扱品目・業務内容に模型・標本・見本が記載されている者であること。
- (9) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者(支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (10) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (11) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (13) (11)及び(12)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (14) 過去に、本件と同程度の規模・縮尺の仕様によって、飛鳥・奈良時代の王宮・都城・国衙等の復元模型制作業務を3件以上受注し完成した実績があること。元請けから工事の一部として模型制作業務を請け負い、模型制作業務全般を実施した場合も含む。
- (15) 橿原考古学研究所附属博物館で実施する対象物説明会に参加すること。

4. 日程

令和8年 5月 1日(金)	公告
令和8年 5月 8日(金)	対象物説明会
令和8年 5月13日(水)	参加表明書、質問票の提出締切
令和8年 5月20日(水)	企画提案書等提出締切
令和8年 5月28日(木)	選定審査会開催(プレゼンテーション実施)
令和8年 5月29日(金)	委託事業者決定

5. 手続き等

(1) 担当部局

〒634-0065 奈良県橿原市畝傍町1番地
奈良県立橿原考古学研究所
TEL:0744-24-1101 FAX:0744-24-6747

(2) 質問の受付

質問は次のとおりとする。

○受付期間 令和8年5月1日(金)から令和8年5月13日(水)15時00分まで

○受付方法 ファクシミリ又は電子メール(質問票の送付先アドレスは5-(1)記載の電話番号まで問い合わせください)

い。)に限る。

質問票(様式6)に質問事項を記載のうえ送信。

※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。

※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

○質問先 (1)担当部局に同じ

○回答方法 インターネットホームページ「奈良県立橿原考古学研究所ホームページ」に随時、公表する。個別には回答しないものとする。※質問者名は掲載しない。

(3)対象物説明会の実施、参加申込書(様式8)の提出期限、提出先及び提出方法

○実施日 令和8年5月8日(金)10時00分

○実施場所 橿原考古学研究所附属博物館

○実施内容 対象物の説明

○参加方法 参加申込書の事前提出

○参加申込書の提出期限 令和8年5月7日(木)12時00分までに必着

○参加申込書の提出先 (1)担当部局に同じ。

○参加申込書の提出方法 ファクシミリ又は電子メール(提出先メールアドレスは5-(1)記載の電話番号まで問い合わせください。)にて送付後、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

(4)参加表明書(様式1)の提出期限、提出先及び

提出方法

○提出期限 令和8年5月13日(水)15時00分までに必着

○提出先 (1)担当部局に同じ。

○提出方法 ファクシミリ又は電子メール(提出先メールアドレスは5-(1)記載の電話番号まで問い合わせください。)にて送付後、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

(5)企画提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

○提出期限 令和8年5月20日(水)15時00分までに必着

○提出先 (1)担当部局に同じ。

○提出方法 持参または郵送に限る。

(郵送の場合は提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により提出すること。)

○提出物

①参加申込書(様式2)【原本1部】

②企画提案書(様式任意 サイズはA4 40ページ以内)【原本1部 コピー7部】

1)業務実施方針

・提案する復元模型の制作企画のポイント。

2)実施工程について

・適切な工程表の提示。

・限られた工期において作業を効率的に進めることができる工夫や優位性を示すこと。

3)模型制作に使用する材料について

・各部位に適した材料の選定方法。

・強度が必要な箇所に対する工夫。

4)質感を出す視覚効果と表現方法について

・具体的内容の提案。

5)メンテナンスや修繕、修正への対応について

・模型の分割方法や修繕方法、模型制作後の調査・研究による新知見を反映する方法の提案。

※実物に近い質感を表現するための方法や、制作にあたってのポイントを提出すること。

※飛鳥宮の規模や造形が観覧者に伝わりやすくする工夫を示すこと。

③事業者概要書(様式3)【原本1部】

※会社概要などがあれば添付すること。

④類似業務完了実績(様式4)【原本1部 コピー7部】

- ・飛鳥時代または奈良時代の王宮・都城・国衙等に関する模型制作について事業内容を記載すること。
- ・制作した模型の写真(全体及び細部構造のわかるもの)を添付すること。

⑤上記④の業務完了実績を示す完了検査の通知書等

⑥委託業務実施体制(様式5)【原本1部 コピー7部】

⑦見積書(様式7)【原本1部 コピー7部】

- ・宛先は「奈良県立橿原考古学研究所 副所長 田中裕之」
- ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
(各項目の数量、時間、単価が判断できる内容とする。)

※ただし、②、④～⑥のコピー7部については、提案者を判読できるような記載を削除すること。

6. 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

- ①企画提案書等の評価は、飛鳥宮復元模型制作業務委託事業者選定審査委員会により、次の評価項目等について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を契約の相手方として選定する。但し、審査員全員の評価の合計点より求めた平均点が6割に満たない場合は受託者として選定しない。提案者が2者に満たない場合は、審査員全員の評価の合計点より求めた平均点が6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められた者を契約の相手方として特定する。
- 1) 本委託業務の実施目的をよく理解した構成内容の提案であるか。(20点)
 - 2) 模型制作の内容の提案中に、特筆すべきアイデアがあるか。(20点)
 - 3) 効率的で現実的な工程の策定であるか。(20点)
 - 4) 本業務を遂行できる業務受託体制・実績であるか。(30点)
 - 5) 提案内容に応じて妥当な見積積算がされているかどうか。(10点)
- ②応募要件を満たした者を対象にプレゼンテーションを令和8年5月28日(木)に行う予定。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する(5月22日(金)頃予定)。
- ③選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

(2) 事業者との契約

- ①選定された者は、通知があり次第、研究所・博物館担当者と打合せを行い、委託業務契約書を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- ②当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ③企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ④契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)に定めるところによる。
- ⑤契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - 1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年

- 法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記 1)から 5)のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
 - 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記 1)から 5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合[上記 6)に該当する場合を除く。]において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
 - 9) 契約締結後、天災地変、感染症その他不可抗力等発注者、受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により委託業務が実施不能となった場合は、解除までに要した費用以外の損害賠償請求は行えない。契約の相手方が自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを償還しなければならない。

(3)その他

採択された業務計画は、研究所・博物館との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

7. 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を奈良県立橿原考古学研究所に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、および県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (5) 募集及び契約については、奈良県立橿原考古学研究所の都合により中止することがある。この場合損害賠償は行わない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県立橿原考古学研究所の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。

以上